

2 今後の自然公園等のあり方 ～ より利用され活用される公園づくりに向けて ～

自然公園等の保護と利用を進めるためのよりよい公園づくりとは、行政やわたしたち県民全体で、自然環境を保護し利用していくための仕組みづくりであると考えます。

そのためには、自然公園等の役割を整理した上で、見直すものは見直し、厳しい財政状況にあっても、必要なものは維持し、より活用していくという考え方が必要です。

また、それは、行政や県民、企業などの団体が、それぞれ必要な役割を担っていくことによって実現されるものであり、この観点に沿って、検討会の意見をまとめてみました。

(1) 自然公園等の役割

自然公園等には、自然とのふれあいにより、人々の心にゆとりを与え、豊かな情操を育むという大切な役割があるとともに、瀬戸内海や中国山地という優れた自然環境を守り、次世代に引き継ぐという、重要な役割があります。

各種のアンケートや世論調査からも、自然とのふれあいや青少年の健全育成、環境問題への意識を高める場としての役割が、自然公園等に期待されるとともに、自然を保護することの重要性が意識されており、自然公園等は、こうした役割を、これまで以上に果たしていく必要があります。

(2) 自然公園等での自然環境の保護

これまでの保護は、農林業などの産業活動や開発行為などを許認可により制限することが主でしたが、今後は里地里山などの二次的自然の保護や自然の再生、生物多様性の確保など、より能動的な取り組みが必要となります。

また、自然公園等の森林には、地球温暖化対策として必要な、CO₂の削減効果が認められており、ひろしまの森づくり県民税や産業廃棄物埋立税を、自然公園等の保護のための取り組みにも活用できないか、検討する必要もあります。

広島県では、国定公園と県立自然公園の産業活動や開発行為の許認可をする事務権限の移譲を、公園が所在する11の市町について進めています。

許認可事務は、自然公園における自然環境の保護を図るために重要なものであり、市町において円滑に行われるよう、研修会や情報交換会を定期的で開催したり、他部局や国との調整、困難な事例のサポートのほか、必要に応じて公園計画の見直しや変更ができる体制を、県で継続して備えておくことが必要です。

(3) 自然公園等の利活用

【情報発信】

団塊の世代の余暇時間の増加、自然志向の高まり、健康ブームなどによって、自然公園等へのニーズは、より高まってくるものと考えられます。

自然公園等の多くは中山間地にあり、幹線道路からのアクセスは不便ですが、自然公園等利用動向調査では、2回以上の来訪者が6割以上を占めていることから、訪問すれば多くの人が自然公園等に魅力を感じると思います。

県のホームページなどで、自然公園等の魅力や施設の具体的な情報のほか、交通アクセスの条件も積極的に発信して、自然公園等を訪問しやすくしていく必要があります。

県のホームページなどでは、自然公園等を紹介するだけでなく、眺望エリアや生息する野生の動植物などの、県民の関心を引き付けることのできる、特色のある自然環境の情報を発信していくことが必要です。

地元の市町と連携し、観光団体などにも呼びかけて、それぞれのホームページなどに、季節ごとに自然公園等の情報を変えていったり、地元でのイベントをタイムリーに掲載するなど、発信する情報の付加価値も高め、魅力的なものにしていくことが必要です。

【環境学習】

自然公園等は、県民や企業などの団体の、様々な活動のフィールドにもなります。

環境問題への関心が高まっている中で、環境サポーターや森林インストラクターなどが活動できる環境学習の場として、より活用していくべきです。

環境学習のプログラムを提供するとともに、自然公園等の中で活動できるエリアやルート、活動する際の制約条件などの情報を的確に提供して、より活用しやすくしていく必要があります。

自然公園等での活動には、植生や生物への知識や正しい扱い方のほか、安全を確保するための方法などを知っておくことが必要です。

県民が、こうした知識やノウハウを得るためには、指導者を養成していく必要があります。

県においても、関係団体などと連携して、養成に努める必要があります。

【魅力向上】

野外レクリエーション施設は、自然環境に恵まれ、誰もが気軽に利用できる公共性の高い施設ですが、今後も利用者に愛され、より多くの人に利用されていくためには、施設の自然環境をはじめ地域の資源を活用した、特色ある施設の魅力を高めるサービスの提供が重要です。

現在も一部行われている、地元で生産された特産品の販売や、地元や施設内の自然環境を資源として活用した体験型のイベントメニューの提供などは効果的で有効な取り組みと思われるので、県や地元市町と指定管理者が協力しながら、その充実に努めてほしいと考えます。

(4) 自然公園施設等の管理運営

自然公園等は多くは中山間地にあり、過疎化・高齢化が進む中で、近い将来、地元の団体や住民が管理運営を担えなくなる可能性があります。

それぞれの自然公園等で、その公園を中心に活動する団体を育成したり、地元以外の住民や企業などの団体が参加できる自然公園でのアダプトシステムの導入を検討し、参加を呼びかけていく必要があります。

アダプトシステム： アダプトは養子縁組という意味で、住民が里親として、道路や公園などの清掃や緑化などに取り組む仕組みのこと。

自然公園内のトイレなどの施設の多くは無料で利用できますが、今の利用環境を維持していくためには、利用者が施設の管理に必要なコストを負担していくことも必要と考えます。

わたしたち県民の大切な財産である自然公園等を利用していくために必要なコストに対して、利用者にも協力金のような形で、負担を求めていくことも検討する必要があります。

(5) 指定管理者制度

今年度行った三つの野外レクリエーション施設の指定管理者の募集では、指定の条件や選考方法が一部改正されましたが、県民の森ともみのき森林公園については、現在の指定管理者以外には、応募者がなかったことから、公募条件などについて、さらに検討を行っていく必要があります。

また、指定管理者制度導入の目的に立ち戻って、経費の縮減に重点が置かれ過ぎて、制度が目的とするサービスの向上はできていないのではないかと指摘について、管理運営状況を点検しながら検討を進め、よりよい制度の運用につなげていく必要があります。

【公募条件】

県民の森ともみのき森林公園が、現在の指定管理者以外に応募者がいなかったのは、両施設が中山間地にあり、敷地も広大で複合的な施設を備えており、運営も天候に左右されやすいことや、3年間という指定期間では、職員の確保が難しく、設備投資をしても投資した資金の回収ができないと、民間企業において判断されたことが理由と考えられます。

指定管理者施設は様々なものがあり、それぞれの性格に沿った指定期間の設定を検討する必要があります。

また、指定管理者の責任を問えない災害などによって施設が損傷したり、異常気象によって、実質的に運営ができないような、県が想定した条件が成り立たない事態が生じて、指定管理者に多大な損害が出た場合の県の具体的な対応についても、検討する必要があります。

【選考方法】

指定管理者が応募する際には、「施設の効用を最大限発揮すること」という審査基準に対して、応募者はイベントや自然体験・学習事業を計画して応募し、県では、この計画を採点して、経費の縮減効果などほかの審査基準の点数と合計したもので、指定管理者を選考することになっています。

平成20年度からの指定管理者の募集にあたっては、この審査基準の配点ウェートを高くしていますが、この審査基準では、集客のためのイベントなどと自然体験・学習事業の評価が同じ審査基準の中で採点されることになります。

今後の指定管理者の募集にあたっては、応募者に自然体験・学習事業により取り組んでもらう意味からも、自然体験・学習事業を高く評価できる審査基準を検討する必要があります。

【指定管理者負担金】

平成20年度からの指定管理者に導入された、収益の一部を県に納める指定管理者負担金については、企業等の運営意欲を削がないよう、今後も、負担金額について適切なものとするべきです。

また、県に納めた負担金は、施設のサービスの向上のための経費に充当できる仕組みにするなど、県民や指定管理者からも、理解が得られるものとする必要があります。

(6) 自然公園施設等の維持

【自然公園内施設】

各地区に整備された施設は、目的や機能などから、それぞれの地区は、「全国的な知名度のある景勝地を有する地区（宮島、帝釈峡、三段峡）」、「滞在機能（宿泊所、キャンプ場等）を備えるなど利活用の拠点となる地区（集団施設地区等）」、「優れた展望等を有する地区（地点）」のいずれかに性格付けられるものと考えられます。

自然公園等利用動向調査によると、トイレなどを増設して欲しいとの意見はありますが、よく整備されているとの意見も多く、概ね充足しているものと思われま

す。管理費や整備費が減少する中で、まず、整備時から利用状況が変化するなどして、不要となり、かつ老朽化したものは廃止し、必要な施設については、より利用され、活用されるように、計画的な維持管理を行い、安全に利用できる環境を維持していくべきであります。

自然公園であることを意識していない利用者も、多くいると思われま

す。自然公園であることを知ってもらうことによって、自然環境の保護の大切さに気付いてもらうこと、それは自然公園の役割の一つであり、安全に利用してもらうためにも、案内板や誘導標を計画的にメンテナンスしていくことが必要です。

「利活用の拠点となる地区」については、利活用の動向も見極めて、利用者が減少し続けるなど、滞在機能の利用が低下し続けるものは、少子化の影響が、今後、さらに強まることから、他の施設と集約するなどの整理も進める必要があります。

【野外レクリエーション施設】

野外レクリエーション施設については、整備計画に基づいて、必要な施設設備は整備されているものの、せつかくの施設が修繕費の少ないために老朽化したり、歩道などが雨天の際にぬかるむなど、機能を十分維持できていない状況があります。

施設の維持は、県の責任であり、迅速に修繕するとともに、指定管理者の意見も聞いて、修繕計画を立て、指定管理者に示すことが必要です。

県民の浜やもみのき森林公園、県民の森は、国立公園や国定公園の利活用の拠点施設としての役割も持っています。

今でも、エントランスなどで動植物の展示を行っていますが、自然保護活動者や団体に呼びかけて、観察記録や保護活動などの発表の場として提供することによって、国立公園や国定公園のビジターセンター的な機能を強化し、施設の魅力としていくことも必要と考えます。

県民の森、もみのき森林公園、県民の浜は、それぞれ特色のある豊かな自然に恵まれています。

広大な敷地の自然環境と一体となった、修学旅行や自然体験・学習に活用できる100名規模の宿泊機能を備えた複合的な施設で、利用者は地元市町以外が8割以上を占めています。

広域的な役割を担っており、近隣に同等の規模・機能を備えた施設はないことから、県において、維持していくことが適当と考えますが、利用が低下している機能の整理を検討するとともに、耐用年数が経過し、施設の維持が困難となったときには、利用動向を踏まえ、抜本的な対策も必要と考えます。

(7) 自然公園等の施設の管理権限の移譲

【自然公園内施設】

自然公園内の許認可事務の権限の移譲に続いて検討されている、施設の管理や維持修繕の事務の移譲については、地元市町の方がきめ細やかな施設の管理ができるものとも考えられますが、市町と十分協議し、単なる負担の転嫁と受け取られないようにするべきです。

県から市町への管理委託料が少なく、市町が多額の持ち出しをしている現状のままでは、施設を市町に移譲することは難しいと考えます。

まず、県において、老朽化や利用動向などから不要となった施設を整理した上で、県に措置されている地方交付税の扱いも含めて、市町に理解してもらえるような、市町において必要な財源が確保できる仕組みを作ることが不可欠です。

(8) その他

自然公園等の施設の管理運営費や整備費は、厳しい財政状況の中で削減されてきましたが、自然公園等の役割を考えると、必要な施設や機能はこれからも維持していくべきであり、そのために活用できる財源の確保についても検討する必要があると考えます。

自然公園等の管理運営には、自然公園等に愛着を持ったボランティアなどの参加が望まれます。

ボランティアなどの活動に必要な最低限の費用については、行政が負担すべきものとの考え方もあり、行政と住民等とが協力していく仕組みづくりのためには、どのように役割を分担し、費用についても、どのように条件を設定すべきなのか、十分考えながら進めていく必要があります。